

議案第 7 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

## 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年野田市条例第20号)

改 正 案	現 行
<p>(職員)            第11条 (略)            2 (略)            3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。            (1)～(3) (略)  <u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u>            (5)～(9) (略)  <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u>            の            4・5 (略)</p>	<p>(職員)            第11条 (略)            2 (略)            3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。            (1)～(3) (略)  <u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>            (5)～(9) (略)            4・5 (略)</p>